

北区バリアフリー
交通安全特定事業計画
王子地区

令和2年6月
東京都公安委員会

北区バリアフリー基本構想における重点整備地区 「王子地区」の交通安全特定事業計画

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条（基本方針）及び第36条（交通安全特定事業の実施）に基づき、北区バリアフリー基本構想に即して、重点整備地区における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（位置図参照）（注1）

道路の区間				生活関連施設		
No	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設	
1	特例都道本郷赤羽線 (第455号) 特別区道北1382号		中十条1丁目7番先から 上十条4丁目11番先まで	JR京浜東北線 東十条駅 王子駅 JR埼京線 十条駅 東京メトロ南北線 王子駅 王子神谷駅 都電 王子駅前停留場	上十条区民センター・上 十条ふれあい館・上十条 図書館	
			上十条3丁目4番先から 上十条3丁目3番先まで			
2	特別区道北1006号	上十条1丁目9番先から 上十条1丁目6番先まで				
3	特別区道北1007号	上十条1丁目6番先から 中十条1丁目9番先まで				
4	特別区道北1256号	十条台1丁目6番先から 十条台1丁目2番先まで			都立北療育医療センター、 都立王子特別支援 学校、十条富士見中 学校、東京成徳大学・東京 成徳短期大学、東京都 障害者総合スポーツセン ター	
5	特別区道北1964号	十条台2丁目1番先から 滝野川1丁目6番先まで			都立北特別支援学校、 中央公園文化センター、 サミット滝野川紅葉橋 店、中央公園・中央公園 運動場	
6	特別区道北26号	滝野川4丁目10番先から 滝野川4丁目9番先まで				
7	特別区道北1259号	中十条1丁目7番先から 滝野川3丁目88番先まで			中央図書館	
8	特例都道中十条赤羽線 (第460号)		中十条1丁目6番先から 中十条3丁目34番先まで			荒川小学校、十条台小 学校・パノラマプール十 条台
9	特別区道北1010号 特別区道北1374号		中十条2丁目13番先から 上十条2丁目31番先まで			
10	特別区道北1010号		中十条2丁目12番先から 東十条3丁目18番先まで			フレックスステイイン東十 条
11	特別区道北1010号		東十条3丁目18番先から 東十条2丁目5番先まで			

道路の区間				生活関連施設	
No	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
12	特別区道北 1272 号		東十条 4 丁目 13 番先から 東十条 1 丁目 10 番先まで	JR京浜東北線 東十条駅 王子駅 JR埼京線 十条駅 東京メトロ南北線 王子駅 王子神谷駅 都電 王子駅前停留場	東十条区民センター・東 十条ふれあい館・東十条 地域振興室・東十条保 育園・東十条図書館、東 十条小学校、王子健康 支援センター・北区保健 所、中央総合病院、城北 信用金庫東十条支店
13	特別区道北 1049 号		東十条 4 丁目 11 番先から 東十条 2 丁目 12 番先まで		東日本銀行東十条支店
14	特別区道北 1048 号 特別区道北 1437 号		中十条 3 丁目 17 番先から 東十条 3 丁目 14 番先まで		
15	主要地方道環状7号線 (第 318 号)	環七通り	東十条 5 丁目 4 番先から 東十条 4 丁目 11 番先まで		
16	特別区道北 1294 号 協定道路		東十条 3 丁目 14 番先から 東十条 3 丁目 3 番先まで		
17	特別区道北 1011 号 特別区道北 1317 号 特別区道北 1354 号		十条仲原 1 丁目 20 番先から 上十条 2 丁目 26 番先まで		十条地域振興室
18	特別区道北 1378 号		上十条 2 丁目 13 番先から 上十条 2 丁目 18 番先まで		王子第五小学校
19	特別区道北 1274 号		上十条 3 丁目 4 番先から 上十条 3 丁目 1 番先まで		十条高齢者あんしんセン ター・旧富士見中学校
20	特別区道北 1340 号 特別区道北 1007 号		中十条 2 丁目 7 番先から 上十条 2 丁目 1 番先まで		
21	特別区道北 1704 号		東十条 4 丁目 14 番先から 東十条 4 丁目 4 番先まで		八木病院
22	特別区道北 1762 号 特別区道北 1704 号		東十条 3 丁目 2 番先から 東十条 2 丁目 14 番先まで		東十条・神谷高齢者あん しんセンター
23	特例都道新荒川堤防線 (第 449 号)		豊島 5 丁目 2 番先から 豊島 4 丁目 18 番先まで		ビバホーム豊島5丁目店
24	私道		豊島 5 丁目 3 番先から 豊島 5 丁目 5 番先まで		豊島北コミュニティアリー ナ・豊島北スポーツ多目 的広場・ココキタ・たいよ う事業所・旧豊島北中学 校、ダイエー豊島団地 店、東豊島公園
25	私道		豊島 5 丁目 3 番先から 豊島 5 丁目 4 番先まで		としま若葉小学校

道路の区間				生活関連施設	
No	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
26	特別区道北 1865 号 特別区道北 1035 号 特別区道北 1036 号		豊島 5 丁目 1 番先から 豊島 2 丁目 22 番先まで	JR京浜東北線 東十条駅 王子駅 JR埼京線 十条駅 東京メトロ南北線 王子駅 王子神谷駅 都電 王子駅前停留場	豊島区民センター・豊島 図書館・豊島ふれあい 館・豊島地域振興室、子 ども発達支援センターさ くらんぼ園
27	主要地方道王子金町 江戸川線(第 307 号)		豊島 2 丁目 25 番先から 豊島 5 丁目 1 番先まで		
28	特別区道北 1265 号		王子 5 丁目 5 番先から 豊島 5 丁目 2 番先まで		東京成徳大学高等学 校、サミットストア王子 店、紀州神社
29	特別区道北 2025 号		豊島 6 丁目 15 番先から 豊島 6 丁目 10 番先まで		タイムズ豊島6丁目
30	特別区道北 1826 号		豊島 3 丁目 8 番先から 豊島 3 丁目 19 番先まで 豊島 3 丁目 19 番先から 豊島 3 丁目 19 番先まで		豊川小学校、王子生協 病院、東京シティ信用金 庫東王子支店
31	特別区道北 1264 号 特別区道北 1474 号		王子 6 丁目 7 番先から 王子 6 丁目 3 番先まで		明桜中学校
32	特別区道北 1924 号 特別区道北 182 号		王子 6 丁目 9 番先から 王子 6 丁目 2 番先まで		旧清至中学校
33	特別区道北 8 号		王子 6 丁目 1 番先から 王子 6 丁目 4 番先まで		豊島高齢者あんしんセン ター、あすなろ福祉園、 都立飛鳥高等学校
34	特別区道北 180 号		王子 3 丁目 24 番先から 王子 3 丁目 22 番先まで		駿台学園中学校・駿台 学園高等学校、王子税 務署
35	特別区道北 1314 号		王子 4 丁目 28 番先から 王子 3 丁目 21 番先まで		
36	一般国道 122 号	北本通り	神谷 1 丁目 5 番先から 王子 3 丁目 12 番先まで		タジマ王子店
37	特別区道北 1931 号 特別区道北 1269 号 特別区道北 1045 号		王子 5 丁目 10 番先から 王子 5 丁目 14 番先まで		王子第一小学校
38	特別区道北 1931 号		王子 5 丁目 18 番先から 豊島 8 丁目 27 番先まで		東京成徳大学中学・高 等学校(中高一貫部)、 王子五丁目公園、豊島 馬場遺跡公園
39	特別区道北 1272 号		東十条 1 丁目 5 番先から 王子 3 丁目 19 番先まで 王子 3 丁目 3 番先から 王子 3 丁目 2 番先まで		王子光照苑高齢者あん しんセンター・特別養護 老人ホーム王子光照苑
40	特別区道北 1270 号 特別区道北 1271 号		王子 1 丁目 10 番先から 王子 5 丁目 3 番先まで		
41	特別区道北 1046 号 特別区道北 1044 号		東十条 1 丁目 24 番先から 王子 4 丁目 8 番先まで		旧桜田小学校、タイムズ セントラルウェルネスクラ ブ東十条
42	特別区道北 1953 号 特別区道北 1761 号		東十条 3 丁目 13 番先から 王子 5 丁目 4 番先まで		サミットストア王子桜田通 り店

道路の区間				生活関連施設	
No	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
43	特別区道北 1953 号		王子 5 丁目 4 番先から 王子 5 丁目 2 番先まで	JR京浜東北線 東十条駅 王子駅 JR埼京線 十条駅 東京メトロ南北線 王子駅 王子神谷駅 都電 王子駅前停留場	健康増進センター
44	特別区道北 1758 号		神谷 1 丁目 32 番先から 東十条 3 丁目 9 番先まで		神谷南公園
45	特別区道北 65 号		王子 1 丁目 3 番先から 堀船 1 丁目 1 番先まで		
46	特別区道北 2027 号		堀船 1 丁目 14 番先から 堀船 1 丁目 2 番先まで		
47	主要地方道王子千住 夢の島線(第 306 号)	明治通り	王子 1 丁目 22 番先から 堀船 1 丁目 34 番先まで		東京福祉大学(王子キャンパス)、堀船公園
48	特別区道北 1262 号		堀船 2 丁目 17 番先から 堀船 4 丁目 13 番先まで		堀船小学校、船方神社
49	特別区道北 1295 号		堀船 2 丁目 25 番先から 堀船 2 丁目 15 番先まで		堀船地域振興室
50	特別区道北 1034 号		堀船 3 丁目 7 番先から 堀船 2 丁目 13 番先まで		堀船ふれあい館、堀船小学校
51	特別区道北 50 号		堀船 3 丁目 29 番先から 堀船 3 丁目 31 番先まで		梶原診療所、城北信用金庫梶原支店
52	特別区道北 1858 号 特別区道北 1860 号		堀船 1 丁目 28 番先から 堀船 1 丁目 23 番先まで		ホームセンターコーナン 王子堀船店
53	主要地方道王子金町 江戸川線(第 307 号)		王子 1 丁目 10 番先から 豊島 2 丁目 9 番先まで		柳田小学校、お札と切手の博物館、巢鴨信用金庫王子支店、サンスクエア(東武ストア王子店)、サンスクエア有料駐車場
54	特例都道本郷赤羽線 (第 455 号) 特別区道北 1263 号		中十条 1 丁目 5 番先から 豊島 2 丁目 11 番先まで		王子小学校・王子桜中学校、王子警察署、豊島公園
55	特別区道北 1170 号		王子 2 丁目 31 番先から 王子 1 丁目 28 番先まで		
56	特別区道北 1174 号 特別区道北 1166 号		豊島 1 丁目 10 番先から 王子 1 丁目 17 番先まで		
57	特別区道北 1189 号 特別区道北 1190 号		豊島 1 丁目 17 番先から 豊島 1 丁目 13 番先まで 豊島 1 丁目 18 番先から 豊島 1 丁目 14 番先まで		王子区民センター・王子ふれあい館・王子地域振興室・中央図書館分室
58	一般国道122号	北本通り	王子 2 丁目 22 番先から 王子 1 丁目 10 番先まで		白報会王子病院、三井住友銀行王子支店、りそな銀行王子支店、きらぼし銀行王子支店、阿波銀行東京城北支店
59	特別区道北 1167 号		王子 1 丁目 20 番先から 王子 1 丁目 23 番先まで		
60	特別区道北 1165 号		王子 1 丁目 19 番先から 王子 1 丁目 21 番先まで		柳田公園
61	特別区道北 1163 号		王子 1 丁目 19 番先から 王子 1 丁目 16 番先まで		
62	特別区道北 1156 号		王子 2 丁目 1 番先から 王子 1 丁目 13 番先まで	東横イン京浜東北線王子駅北口	

道路の区間				生活関連施設	
No	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
63	特別区道北 1043 号		王子 1 丁目 12 番先から 王子 1 丁目 11 番先まで	JR京浜東北線 東十条駅 王子駅 JR埼京線 十条駅 東京メトロ南北線 王子駅 王子神谷駅 都電 王子駅前停留場	
64	特別区道北 1164 号		王子 1 丁目 14 番先から 王子 1 丁目 22 番先まで		
65	特別区道北 1161 号		王子 1 丁目 16 番先から 王子 1 丁目 7 番先まで		王子駅前公園
66	特別区道北 1853 号 特別区道北 1852 号		王子 2 丁目 7 番先から 王子 2 丁目 15 番先まで		子ども家庭支援センター 育ち愛ほっと館
67	特別区道北 1901 号		王子 2 丁目 7 番先から 王子 2 丁目 18 番先まで		王子福祉作業所・王子 授産場
68	一般国道 122 号	明治通り	王子 1 丁目 3 番先から 王子 1 丁目 2 番先まで		飛鳥山博物館・紙の博物 館・渋沢史料館、飛鳥山 公園
69	特別区道北 1311 号 特別区道北 1260 号		王子 1 丁目 10 番先から 王子 1 丁目 1 番先まで		みずほ銀行王子支店、 三菱UFJ 銀行王子支店
70	特別区道北 1260 号 特別区道北 1154 号 特別区道北 1964 号		王子 1 丁目 11 番先から 王子本町 1 丁目 8 番先まで		北とびあ・消費生活セン ター、順天中学校・順天 高等学校
71	特別区道北 1121 号 特別区道北 1001 号		王子本町 1 丁目 17 番先から 王子本町 1 丁目 8 番先まで		北区役所第一庁舎(王 子高齢者あんしんセン ター)・第二庁舎(王子区 民事務所)・第三庁舎・ 第五庁舎・別館
72	特別区道北 1329 号 特別区道北 1003 号 特別区道北 1260 号 特別区道北 1313 号		岸町 1 丁目 15 番先から 岸町 1 丁目 1 番先まで		岸町ふれあい館・社会福 祉協議会、名主の滝老 人いこいの家、名主の滝 公園
73	特例都道本郷赤羽線 (第 455 号)		滝野川 2 丁目 5 番先から 中十条 1 丁目 4 番先まで		十条台区民センター・十 条台ふれあい館・十条台 地域振興室・十条台子 どもセンター・障害者福祉 センター・十条台高齢者 あんしんセンター、王子 本町郵便局
74	特別区道北 1130 号		王子本町 2 丁目 31 番先から 王子本町 2 丁目 26 番先まで		王子本町公園
75	特別区道北 1122 号		王子本町 1 丁目 13 番先から 王子本町 1 丁目 15 番先まで		
76	特別区道北 1145 号 特別区道北 1148 号		王子本町 2 丁目 2 番先から 王子本町 1 丁目 21 番先まで		王子第二小学校
77	音無親水公園園路 特別区道北 1313 号		王子 1 丁目 10 番先から 岸町 1 丁目 1 番先まで	音無親水公園	

(注 1) 本計画においては、交通安全特定事業を実施する道路の区間は、北区バリアフリー基本構想で主要な生活関連経路として設定された経路を対象としている。

2 道路の区間ごとの交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

(1) 路線別

No	路線	事業内容	実施予定期間
1	特例都道本郷赤羽線 (第 455 号)	信号機の改良(音響機能の整備) 横断歩道の設置	令和2～7年度
4	特別区道北 1256 号	横断歩道の設置	同上
5	特別区道北 1964 号	信号機の改良(音響機能の整備) 横断歩道の設置	同上
7	特別区道北 1259 号	信号機の改良(音響機能の整備) 横断歩道の設置	同上
8	特例都道中十条赤羽線 (第 460 号)	信号機の改良(音響機能の整備)	同上
10	特別区道北 1010 号	横断歩道の設置	同上
11	特別区道北 1010 号	信号機の改良(音響機能の整備)	同上
12	特別区道北 1272 号	信号機の改良(音響機能の整備)	同上
13	特別区道北 1049 号	信号機の改良(音響機能の整備) 横断歩道の設置	同上
23	特例都道新荒川堤防線 (第 449 号)	信号機の改良(音響機能の整備)	同上
26	特別区道北 1865 号 特別区道北 1035 号 特別区道北 1036 号	横断歩道の設置	同上
27	主要地方道王子金町 江戸川線(第 307 号)	信号機の改良(音響機能の整備) 横断歩道の設置	同上
28	特別区道北 1265 号	信号機の改良(音響機能の整備) 横断歩道の設置	同上
32	特別区道北 1924 号 特別区道北 182 号	信号機の改良(音響機能の整備)	同上
33	特別区道北 8 号	横断歩道の設置	同上
36	一般国道 122 号	信号機の改良(音響機能の整備) 横断歩道の設置	同上
38	特別区道北 1931 号	信号機の改良(音響機能の整備) 横断歩道の設置	同上
39	特別区道北 1272 号	信号機の改良(音響機能の整備) 横断歩道の設置	同上
42	特別区道北 1953 号 特別区道北 1761 号	横断歩道の設置	同上
44	特別区道北 1758 号	横断歩道の設置	同上
47	主要地方道王子千住 夢の島線(第 306 号)	信号機の改良(音響機能の整備) 横断歩道の設置	同上
48	特別区道北 1262 号	信号機の改良(音響機能の整備) 横断歩道の設置	同上

No	路線	事業内容	実施予定期間
53	主要地方道王子金町 江戸川線(第 307 号)	信号機の改良(音響機能の整備) 横断歩道の設置	令和2~7年度
54	特例都道本郷赤羽線 (第 455 号) 特別区道北 1263 号	信号機の改良(音響機能の整備) 横断歩道の設置	同上
56	特別区道北 1174 号 特別区道北 1166 号	横断歩道の設置	同上
57	特別区道北 1189 号 特別区道北 1190 号	横断歩道の設置	同上
58	一般国道 122 号	信号機の改良(音響機能の整備) 横断歩道の設置	同上
62	特別区道北 1156 号	横断歩道の設置	同上
63	特別区道北 1043 号	信号機の改良(音響機能の整備)	同上
69	特別区道北 1311 号 特別区道北 1260 号	信号機の改良(音響機能の整備)	同上
72	特別区道北 1329 号 特別区道北 1003 号 特別区道北 1260 号 特別区道北 1313 号	横断歩道の設置	同上
74	特別区道北 1130 号	横断歩道の設置	同上

(2) 全路線共通

事業内容	実施予定期間
1 道路標識及び道路標示の設置に関する事業 (1) 道路標識の超高輝度化による視認性向上 必要に応じて実施(道路標識の高輝度化は既に実施済) (2) 道路標示の適切な補修 必要に応じて実施(道路標示の高輝度化は既に実施済) (3) エスコートゾーンの整備(注2) 必要に応じて実施 2 違法駐車防止のための事業 (1) 横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車車両の指導取締りの実施 (2) 歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法駐車 の指導取締りの実施 (3) 違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動の実施	令和2~7年度 (継続的に実施)

(注2) 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起を設けるもの。

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施に当たっては、相互の事業の進捗状況を確認するための関係機関との意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

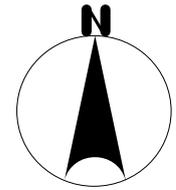
信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線によっては信号機、横断歩道の移設等を検討する。

また、交通規制の実施に当たっては、周辺道路へ与える影響を常に調査し、交通流の整序化等が図られるよう、周辺の交通規制等について、必要な見直しを実施する。

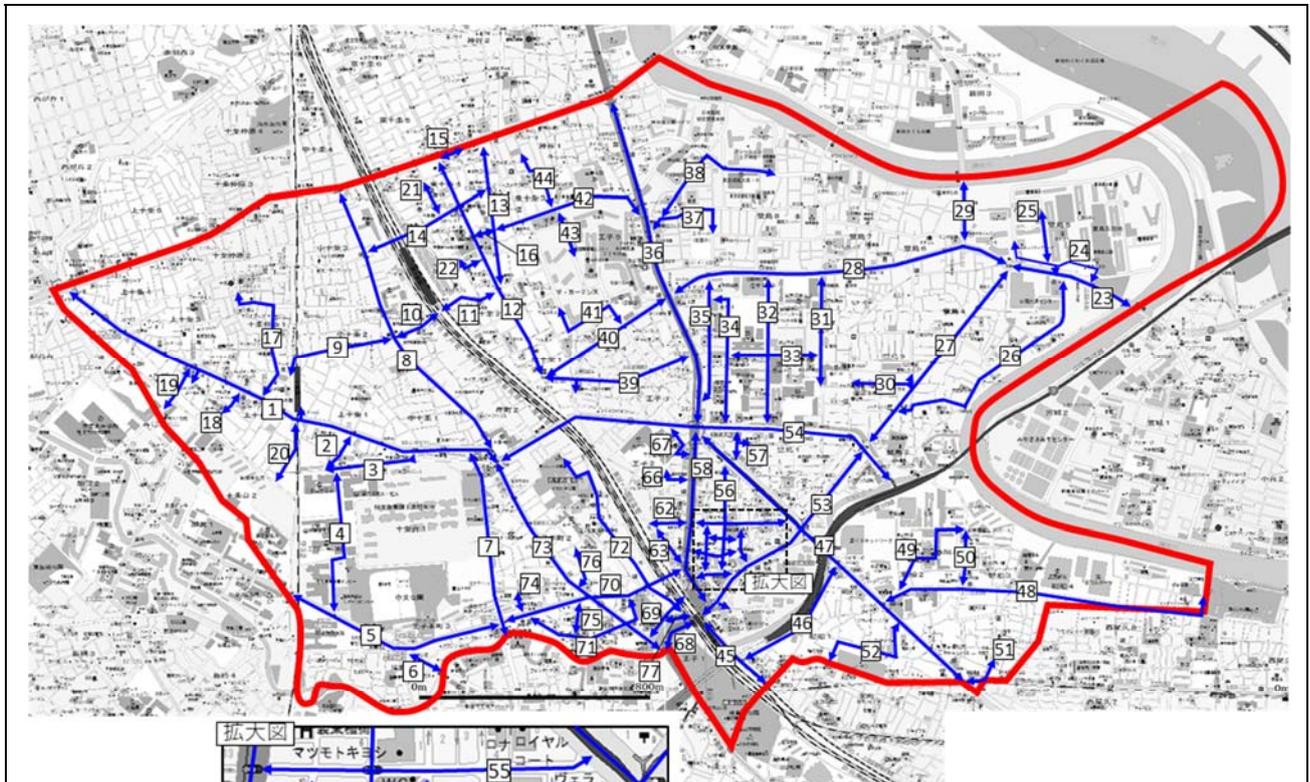
(3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車車両の指導取締りに加え、違法駐車行為の防止に資する事業について、関係機関と連携して重点的かつ計画的に実施する。

位置図



区市町村名	北区
重点整備地区名	王子地区



地図調製 (株) 昭文社

<凡例>

- : 重点整備地区
- ↔ : 道路の区間 (生活関連経路)